

平成19年度

第6回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成20年2月21日(木) 午後3時30分~

2 会 場 宇都宮市役所 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表 横松 盛人 委員 半貫 光芳 委員 石井 万吉 委員

鹿野 順子 委員 半田 和男 委員

保険医・ 五味渕 秀幸 委員 中澤 堅次 委員 大和田 恒夫 委員

保険薬剤師代表 高橋 邦生 委員

公益代表 木村 由美子 委員 櫻井 啓一 委員 荒川 恒男 委員

山崎 守男 委員 渡辺 政行 委員 坂本 千代子 委員

被用者保険代表 五月女 良一 委員

(以上16名)

4 欠席委員

被保険者代表 井上 尉央 委員 吉澤 亜希子 委員

保険医・保険薬剤師代表 小林 豊 委員 村山 茂樹 委員 土川 康夫 委員

公益代表 笹野 美江子 委員

被用者保険代表 笠 井 優 委員 入内澤 滋夫 委員

(以上 8名)

5 出席職員

市民生活部長 菊池 芳夫

国保年金課長 熊倉 基裕 国保年金課主幹 篠崎 敏行

国保年金課長補佐 栢木 邦雄 市民生活部総務担当 柴山 美奈子

管理グループ係長 小太刀 義夫 保険給付グループ係長 岩原 征示

保険税グループ係長 篠崎 龍夫 収納グループ係長 真分 則男

保険税グループ総括主査 金枝 宣行

6 会議録署名人 木村 由美子 委員 櫻井 啓一委員 (議長指名)

7 付議事項 (1) 報告事項

・平成20年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について

・特定健康診査等について

(開会 午後3時30分)

【議長】 ただ今から、第6回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、前回の第5回会議では、市長から諮問がありました「税率の見直し等」について、ご協議のうえ、意見を集約し、その後、市長へ答申書を提出したところでございます。

本日は、報告事項として、「平成20年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について」及び「特定健康診査等について」につきまして、報告させていただく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず、定足数について、事務局から報告願います。

【事務局】 報告いたします。本会議の定数は24名ですが、本日出席されている委員は、16名であります。宇都宮市国民健康保険規則第8条に規定する、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

【議長】 次に、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員2人とし、議長が会議に諮って定めることになっておりますので、「木村委員」と「櫻井委員」にお願

いいいたします。それでは会議次第に従いまして、進めてまいります。

報告第1号「平成20年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について」

及び、「特定健康診査等について」は関連性がありますので、一括報告とさせていただきます。それでは事務局から説明願います。

【課長】（資料に基づき説明）

【議長】事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問がございましたらお願ひします。

【委員】歳入の国民健康保険税ですが、見直しの関係で増税になる人と減税になる人がいると思いますが、増税になるのは全体の何パーセントくらいですか。

【事務局】資産割が課税されている世帯は全体の4割くらいですが、この世帯が全部下がるかというとそうではなく、応益割・応能割の関係で上がる人もいる。ただ、割合的に見れば、このうち下がる人のほうが多いと思われます。

【委員】この前の答申書の中で、一般会計からの更なる繰り入れについて検討されたいという答申を出した。実質増税になる人の分は繰り入れてほしいが、来年度はいくら繰り入れになるのですか。

【事務局】一般会計繰入金のうち、任意分の繰入額は、従来1億円だった財政安定化支援事業が来年度1億2,500万円になります。これは、こども医療費の現物給付による医療費の波及増分を考慮して増額になっています。その他として、医療費の現物給付による国庫補助金の減額分と全期前納報奨金の分として繰り入れしています。

【委員】国からの現物給付のペナルティの額の繰入額はいくらになるのですか。

【事務局】約9,500万円になります。

【委員】この額は、この表のどこに入っているのですか。

【事務局】一般会計繰入金の中に含まれています。

【委員】一般会計繰り入れをもっと増やしてもらって、増税をしない予算になるように、

今後がんばってもらいたい。歳出の保健事業費のうち、人間ドック・脳ドックの受診

補助ですが、来年度はどのようになりますか。

【事務局】 来年度は特定健診が保険者に義務付けられることにより、ドックの補助については見直し、継続はするものの、補助額は今までの2万4千円から1万円になります。

【委員】 保健事業は医療費の削減につながるので、できるだけ現状維持をする努力をするべきだと思います。来年度は受診者が激減してしまうのではないか。そういう心配はないのですか。

【事務局】 今後は特定健診を保険者で実施し、宇都宮市の国保は自己負担無しで行います。また、宇都宮市の事業として、がん検診を今までどおり実施しますので、人間ドックを受診しなくても、もっと安い費用でドックと同様の健診が受診できると考えています。

【委員】 こども医療費の現物給付が、来年度は3歳未満から13歳未満に拡大されます
が、18年度は対象者が2.3%となっていたが、今後はどのくらいになるのでしょうか。

【事務局】 7.9%になります。

【委員】 国庫補助のペナルティは、前年度と比較して今年度は2,300万円の増加と
なりますが、県からの補助は見込まれるのですか。

【事務局】 県から福祉対策費補助金として、1年遅れで入ってきます。

【委員】 前回は県全体が3歳未満の現物給付を行うので半分を県が出してくれましたが、
市独自で13歳未満にしても県が半分出してくれるのですか。

【事務局】 県が補助を出すのは3歳未満の部分で、それ以外は対象外です。

【委員】 その部分は、市の一般会計から入ってくるということですか。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 更に、財政安定化支援事業で、約2,500万円が波及増ということで一般会計から繰り入れになるということでよろしいですか。

【事務局】 そのようなことが加味されたうえで繰り入れになります。

【委員】 2,500万円の根拠は何ですか。

【事務局】 イメージとしては、こども医療費の現物給付の拡充分の実施は10月から実施なので、1年分の波及増分を6千万円強と見込んでいたので、その半分近くの2,500万円を財政安定化支援事業の上乗せ補助として繰り入れになります。

【委員】 21年度については、2500万円の倍の5千万円が繰り入れになるのですか。

【事務局】 そのように要求する予定です。

【委員】 波及効果とはどういうものですか。

【事務局】 現物給付にすると窓口で無料になるので、厚生労働省の見解によると、不必に医者にかかってしまい、医療費が膨れ上がってしまうというものです。そのため、国庫補助金のペナルティがあり、補助率は約50%なので、残りの50%は国保が被ってしまうというものです。

【委員】 18年度は、3歳未満の波及増は実際にはいくらになったのですか。

【事務局】 約2,900万円です。

【委員】 18年度は診療報酬の引き下げもあり、1人当たり医療費は一般では約4%増加に対して3歳未満は18%増加となっています。18年度はいったいどれくらいが波及効果だったといえるのですか。これを踏まえたうえで、20年度は13歳未満となった場合、我々の保険料はいったいどれくらいかかってしまうのかお答えください。

【事務局】 3歳未満の17年度伸びは約13%だったことを考えると、18年度実施の現物給付による伸びは5%だったと考えられます。20年度は、対象者が9,900人増えます。人数と単価で推計しました。

【委員】 17年度の財政課との話の時には、7,400万円くらい影響があると聞きま

した。18年度の決算が終わって波及効果の額を算定していないということですね。全体として、いくらぐらいが波及効果として医療費がこの制度をやることによって増えるのか、お答えいただきたい。

【事務局】 20年度予算でいうと、現物給付の国庫補助減額分として約9,500万円繰り入れ要求しています。この倍が現物給付による波及効果なので、1億9千万円が影響額となります。

【議長】 ほかにありますか。

【委員】 ジェネリック医薬品を反映した予算を組んでいるのですか。

【事務局】 原則として、ジェネリック医薬品を使えるよう処方箋の様式が改定されました。薬剤師さんに聞いたところによると、個人の薬局が多くのジェネリック医薬品を取り揃えておくのは不可能だということで、急速にジェネリック医薬品が流通することはないと思われますので、予算編成には反映していません。

【委員】 ジェネリック医薬品については、賛否両論あるかと思いますが、保険者としての観点からは、どのように考えていますか。

【事務局】 基本的には、効果が同じで安全で、なおかつ価格が安ければ、保険給付費が減少することに繋がりますので、このような動きが広まっていくことについては、保険者としては歓迎しています。

【委員】 保険者として、ジェネリック医薬品に対して何ができるのでしょうか。

【事務局】 現在、国がテレビやポスターなどで周知・広報しています。保険者が強制的に使うよう勧めることはできませんので、周知に努めるということになりますが、効果を上げるために宇都宮市だけが取り組むよりも、国保連合会が県内全域で周知活動をするとかの取り組みをしたいと考えています。

【委員】 ジェネリック医薬品を使用するに当たり、何に注意すればいいのですか。

【委員】 ジェネリック医薬品を使用するに当たり、今まで自分が使用していたジェネ

リック医薬品を患者さんに出すのは問題ないが、新たなジェネリック医薬品を使用することには、非常に不安を感じます。 ジェネリック医薬品を使用するに当たり、患者が自分で使いたいと申し出ない限り、なかなか普及しないのではないか。

【議長】 ほかにありますか。

【委員】 来年度は特定健診、後期高齢者、がん検診と、窓口がたくさんあって、これを一本化するという話があったと思いますが、その進捗状況はどうなっていますか。

【事務局】 国保の特定健診の結果送付は国保連合会で、そのほかの健診については、健康増進課あてになります。

【委員】 後期高齢者は高齢福祉課になるのですか。

【事務局】 後期高齢者は広域連合から健康増進課に委託されていますので、健康増進課が行います。国保の特定健診についても、健康増進課のほうに事務執行委任ということで、20年度からは一括してお願いします。

【議長】 ほかにありますか。それでは以上で質疑を打ち切らせていただきます。なお、この案件につきましては報告事項ですので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、次に「その他」に移ります。委員の皆様から何かござりますか。

それでは、事務局から何かありますか。

【委員】 次年度の運営協議会の開催につきましては、具体的な日程が決まり次第、ご通知をさしあげますのでよろしくお願いします。

【議長】 本日は、長時間にわたりありがとうございました。

(閉会 午後5時00分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 山崎 守男

委員 木村 明美子

委員 櫻井 敏一